

平成28年度ダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設（大気基準適用施設および水質基準適用事業場）の設置者は、同法第28条第1項、第2項および第3項の規定により、排出ガス等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。今回、平成28年度の自主測定結果について別紙のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。

各施設または事業場の自主測定結果は、別表1～3のとおりです。

なお、1つの施設においてばいじんの処理基準値超過が判明しました。

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成28年4月1日時点で届出されている大気基準適用事業場数は120施設で、平成28年度中に新設が3施設、廃止が7施設ありました。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られています。）

平成28年度、休止中等の施設を除く92施設すべてにおいて、排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果の知事への報告がありました（表1）。すべての施設で基準に適合していました（表2）。

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類の種類	届出施設数 (H28.4.1時点)	内訳（（）内は新設数、[]内は報告後廃止）				
		報告	未報告	使用前 ^{※1}	休止 ^{※2}	廃止 ^{※3}
アルミニウム合金 製造施設	17	17	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	103	75[3]	0	3(1)	22	4
合計	120	92[3]	0	3(1)	22	4

※1 使用前は、設置届出があったが使用を開始していない施設数

※2 休止は、平成28年度中に休止していた施設数

※3 廃止は、平成28年度中に廃止届出がされた施設数

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類の種類 ^{※1}		報告数 ^{※2}	排出基準 超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	11	0	0~2.8	5	
	②	15	0	0.000098~0.47	1	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	①	-	-	1	
		②	4	0	0.0000010~ 0.00057	0.1
	4t/h未満~ 2t/h以上	①	27	0	0~0.78	5
		②	12	0	0.000068~0.0032	1
	2t/h未満~ 200kg/h以上	①	21	0	0.0002~3.8	10
		②	31	0	0~1.2	5
	200kg/h未満	①	20	0	0.009~6.1	10
		②	8	0	0.0000072~4.4	5
合計		141	0			

※1 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月1日以降に

設置された施設。

※2 延べ報告数(1施設において複数回分の結果報告を受けた場合、報告数分カウントする)のため、表1の内訳の報告数とは一致しない。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。なお、1つの施設において、特別管理廃棄物の該当がありました。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告数※1	特別管理廃棄物 適用施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準値 (ng-TEQ/g)	未報告
ばいじん	102	1	0~4.0	3	0
燃え殻	71	0	0~0.77	3	0

※1 複数回測定施設、排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設、ばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があることから、表3の報告数が表1の施設数とは一致しない。

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成28年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は10事業場（19施設）で、平成28年度中に新設が1事業場（2施設）ありました。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られています。）

平成28年度において、公共用水域に排水がない事業場等を除く3事業場（8施設）について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。すべての事業場で基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

特定施設の種類	届出 事業場数	内訳（2段書きの（）内は、施設数）				
		報告	未報告	休止	廃止	対象外※1
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	3 (4)	0 (0)	0	0	0	3 (4)
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	7☆ (13)	3☆ (6)	0	0	0	4 (7)
廃PCB等又はPCB処理物の分解 施設及びPCB汚染物又はPCB処 理物の洗浄施設及び分離施設	1 (2)	0 (0)	0	0	0	1 (2)
下水道終末処理施設	2☆ (2)	2☆ (2)	0	0	0	0
合計	11 (21)	3 (8)	0	0	0	8 (13)

※1 対象外とは、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場をいう。

☆については、「下水道終末処理施設」は「廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び生ずる灰の貯留施設」と重複するため、合計値はこれを控除している。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	報告 事業場数	基準超過 事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/トリスル)	排出基準値 (pg-TEQ/トリスル)
廃棄物焼却炉から発生するガス を処理する施設 及び生じる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0.00012～0.00031	10
合計	3	0		

【参考】

単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 毒性等量と言ひ、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1.00とし、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³N : N (ノルマル) とは、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0°C、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン類対策特別措置法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または
火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第 15 条)
 - 許可施設の構造基準 (第 15 条の 2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第 15 条の 2 の 3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第 15 条の 2 の 7)

ダイオキシン類対策特別措置法届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または
火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第 12 条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第 20 条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第 22 条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県の当該結果の公表 (第 28 条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理廃棄物に係る処理基準は適用されない。)